

合法証明システム

特種東海製紙株式会社

1. 当社は、合法性を確認する必要がある木材原料のサプライヤー（納入業者）を対象に、違法伐採木材を使用した原料を取引しない旨の覚書を年1回締結するとともに、トレーサビリティレポートを要求し、木材原料の出所・森林の管理方法等を把握することにより、調達した木材及び木材原料の合法性を確認します。また、定期的にサプライヤーを訪問し、取組状況等を調査・確認します。
2. 関連資料については、最低5年間保管し、監査などの必要に応じて開示します。
3. 当社の取組み状況について、定期的に第三者による監査を実施するとともに、その概要を公表します。

2010年度につきましても、上記方針に則り、取組みを実施いたしました。

以上